

七 六	五 四	三	二 一	条 成 省
額 最 払 低 込 額 面 金 額	發 行 行 方 額 法	用 振 等 替 法 の 適 適	の 法 發 号 名 條 律 行 称 項 及 の び の び 根 拠 適 そ 拠 記	平 件 十 令 国 財 成 等 六 第 債 務 十 を 年 三 の 省 六 次 六 十 発 告 年 の 月 号 行 示 六 と 二 ～ 等 第 月 お 十 第 に 二 十 一 一 六 関 百 八 告 日 条 す 八 日 示 に 第 す る 十 財 務 す 發 一 省 六 債 券 行 項 令 号 券 大 す の へ 。 す の へ 規 昭 利 定 和 付 に 五 國 基 十 債 づ 七 の き 年 發 、 大 行 平 藏
五百金すニに九つ定う額の日機用・成社ニるめ十才六利 万五額る条發お百いにち面取本關を振十債号法の六四政十付 円十で利第行け四て基、金扱郵は受替三等～律公年号法回國 一三付一のる十はづ財額い政日け法年の第ヘ債度～～	庫	財		
億十国項特財五、き政で及公本る、法振二平のに第昭 千億債の例政万額發法百び社銀もと律替條成發お四和 四九に規等運円面行第五取に行のい第に第十行け条二 百千つ定に嘗、金す四十得よととう七關一六のる第十 万五いに關の平額る条億にるすし、十す項年特財一二 円十で基すた成で利第円よ國る、の五る法例政項年 五はづるめ十百付一 万、き法の六十国項 円額發律公年九債の 面行第債度億に規	債	券	大	臣
る債。そ規号法 發の定。律 行募振の以へ 集替適下平	例政項年 第に嘗び律 二關の平第 十すた成三 百	例政項年 第に嘗び律 二關の平第 十すた成三 百	年谷垣 年垣 年垣 百	垣

は期た期平

、が金と成すの國たは者にへにりに座も係  
 そ銀額し十る税法金、又おた百算つにのる  
 の行を、六こ率人額前記はいだ分出し記と所  
 翌休支次年とをがに(一)外てしのして載し得  
 営業払の十が乗適當の国取、二十  
 う算二でじ用該算法得當  
 日に式月きたを非式人す該  
 にたに二る金受居にでる國  
 支当だよ十。額け住よあ者債  
 払たしり日(一)る者りるがを  
 うる、算をを所又算場非發  
 へと支出支控得は出合居行金  
 以き払し払除税外しに住時額  
 (二)

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.6}{100} \times \frac{1}{365}$$

十九  
二一  
募発  
の経利  
払過  
込利  
み子率

八  
振替  
単位  
格日

(一) 年銭額平す額の振  
 るす出額一・  
 。るしに日本郵政公社總裁  
 期た加日金え、内に  
 に額、第十一  
 払を次第  
 い第の算  
 返十算  
 む九式  
 も号に  
 のによ  
 と規り込  
 す定算金

面成るの記替  
 金十。整載法  
 数又の規  
 の記定  
 金録に  
 額はよ  
 に、る  
 よ最振  
 る低替  
 も額口  
 の面座  
 と金簿

十  
九  
十  
八  
十  
七  
十  
六  
十  
五

払  
込  
期  
日  
募  
集  
期  
間  
拵  
場  
所  
支  
元  
利  
金  
額  
償  
還  
期  
限  
償  
還  
利  
期  
子  
後  
の  
利  
期  
以

平  
成  
年  
成  
十  
六  
六  
月  
六  
年  
十  
六  
五  
六  
月  
日  
月  
二  
ま  
三  
十  
で  
日  
一  
か  
ら  
平  
成  
十  
日  
額  
本  
面  
成  
利  
銀  
金  
二  
行  
額  
十  
百  
六  
支  
行  
額  
十  
百  
六  
支  
行  
額  
十  
百  
十  
円  
日  
額  
平  
成  
十  
日  
る  
て  
を  
、  
子  
そ  
を  
の  
期  
二  
年  
十  
年  
六  
支  
の  
期  
二  
円  
年  
払  
日  
と  
に  
六  
う  
以  
し  
月  
。  
前  
、  
及  
き  
二  
六  
各  
び  
月  
支  
十  
月  
支  
十  
月  
支  
十  
に  
期  
月  
属  
に  
二  
す  
お  
十

$$\text{額面金額} \times \frac{1.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

下  
規  
定  
す  
る  
号  
期  
及  
日  
に  
つ  
い  
第  
五  
号  
に  
お  
い  
て  
同  
じ  
。  
。